

わたしの修習時代

紀尾井町：1948－70

湯島：1971－93

和光：1994－

51期(1997/平成9年)

育てていただき、心から感謝！

会員 鈴木 潤子 (51期)

私は、1997年4月から1999年3月までの2年間、51期生として修習生活を送った。当時の修習のカリキュラムは緩やかであり、特に前期修習は、クラス対抗のスポーツ大会やソフトボール大会、寮祭や見学旅行等、課外イベントも多かった。飲み会も多かった。カラオケボックスで、刑裁教官のリクエストに応じて、教官のお得意ソング「およげ！たいやきくん」に合わせてシュールなダンスをしたのも今となっては良い思い出だ。お調子者で、楽しいことばかりに目が行きがちな私を、見捨てずに根気よく指導してくださった指導教官の方々には、心から感謝している。

実務修習では、浦和修習（現在の埼玉修習）に配属された。人数は23人、3班に分かれて1班8人だったので、少人数での指導を受けることができた。

弁護修習には、本当に楽しい思い出しかない。私が配属された事務所は、労働事件、刑事事件を多く取り扱っており、弁護団事件も多かった。弁護団会議には何度か参加したが、毎回その熱量に圧倒されっぱなしだった。また、浦和弁護士会（現在の埼玉弁護士会）は、1995年に高野隆弁護士（現第二東京弁護士会）が「ミランダの会」を立ち上げるなど、刑事弁護に熱心な土地柄であった。私の配属事務所にも「ミランダの会」所属の弁護士がおられ、刑事弁護についての様々な話を聞くことができた。実際に、否認事件の接見や勾留理

由開示手続等、多数の貴重な体験もしたが、刑事弁護の厳しさも目の当たりにした。

秋には下関で行われた人権大会にまで連れて行っていただいたのだが、よく考えると、私が人権大会でシンポジウムにきちんと出席したのは、後にも先にも（いや、先にはあるかもしれないが）、この時だけかもしれない。

弁護修習の後は裁判修習だった。刑裁修習では、部長が、弁護活動について、私が指導を受けた弁護士の方々とは異なる考えを持っており、その歯に衣着せぬ意見はなかなか衝撃的であった。しかし、他方、修習生に対して、ここまで赤裸々に話をしてくださるということは、非常にありがたくもあった。また、民事、刑事いずれの裁判修習でも、左陪席の方々には、兄貴分のような形で、よく遊んでいただいた。

検察修習では、自白事件しか担当しなかったのだが、どうしても自分の組み立てたストーリーに誘導しがちになり、取り調べの難しさを思い知った。

今回、この原稿を書くにあたり、こうやって修習時代を振り返ると、いかに自分が先輩方に手厚く指導していただいたのかを実感する。

改めて、指導して下さった研修所の教官、指導担当の弁護士、裁判官、検察官の方々に心より感謝を申し上げるとともに、そのような指導に値する自分でありたいと切に思う次第である。